

岩内町お試し移住体験事業募集要領

「岩内町お試し移住体験事業」は、岩内町への移住に関心のある方に対して、町での生活を体験できる場を提供することで、移住・交流人口の増加を図ることを目的としています。岩内町では、次のとおり参加者を募集します。

1 募集要件

次の全てに該当する方

- (1) 岩内町への移住、二地域居住、シーズンステイの検討を行っている方
- (2) 体験後に実施するアンケート調査への回答、移住体験記の作成並びに写真提供にご協力いただける方
- (3) 町広報紙、町ホームページ及びSNS等において体験の様子公表にご協力いただける方

2 募集期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 参加可能期間

7日以上31日以内

- ・入退去日については、土日祝日を除く役場開庁日に設定いただきますようお願いいたします。
- ・鍵の受け取り、返却は上記日程のうち午前9時から午後3時までの対応となります。

4 申請方法

以下の書類を用意の上、岩内町役場総務部企画財政課地域創生係へメール、FAX又は郵送のいずれかで提出ください。

※審査のため、希望入居日の2週間前までに申請ください。

- (1) 岩内町お試し移住体験事業参加申請書
- (2) 行政財産使用許可申請書
- (3) 事前アンケート
- (4) 現住所地を確認できる書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、住民票の写し等）

5 参加決定通知

審査及び選考後、文書で参加可否をお知らせします。

6 体験住宅概要

住 所 北海道岩内郡岩内町字宮園 2 3 8 番地 2
東宮園団地 2 号棟 3 0 4 号

間取り 3 D K

設 備 別紙のとおり

備 品 別紙のとおり

7 負担金（実費負担）

期 間	金 額
1 日	1, 0 0 0 円

※負担金には、光熱水費、バランス釜使用料・保険料、寝具クリーニング代を含み、これ以外の費用は参加者の負担とします。

※負担金は、体験初日までに現金で一括納付をお願いします。

8 共益費

一律	2, 8 0 0 円
----	------------

※共益費には、管理会費、共用部分の電気料、除雪費が含まれます。

※負担金とは別に、体験初日に管理人へお支払いいただきます。

9 体験住宅使用時の遵守事項

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告し、参加者の負担で新たな鍵の交換又は作成を行うこと。
- (2) 火気の取扱いに注意するとともに水道凍結防止に配慮すること及び備付けの生活用具類を適切に取り扱うこと。
- (3) 参加者は、共用部分の清掃及び住宅周辺の除草や除雪を適宜に行い、周辺環境の整備をすること。
- (4) ごみは、管理会に協力の上、本町の定めに基づき適切に排出すること。
- (5) 体験住宅の使用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) 集団生活のきまりなど、「町営住宅入居者のしおり」に記載の事項。
- (7) その他、住宅等の使用に関し町長が必要と認める事項。

10 禁止行為

万が一禁止行為が発覚した場合は、参加許可を取り消すことがあります。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 転勤などの職務上の事由において、体験住宅を使用すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) ペットを同伴すること。
- (8) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 住宅等の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他住宅等の使用にふさわしくない行為をすること。

11 その他

- ・ご希望に合わせ、町内のご案内や、地元の方・先輩移住者を交えた交流会などを用意いたします。
- ・体験住宅に電話はありません。滞在中連絡が取れるよう、携帯電話を必ずお持ちください。
- ・当施設はホテルではなく移住促進を目的とした住宅であるため、退去時には、掃除・清掃をお願い致します。

12 問合せ先・申込先

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町役場総務部企画財政課地域創生係

TEL：0135-62-1011

FAX：0135-62-3465

E-Mail：kikaku@town.iwanai.lg.jp